

令和 7 年 横審第 14 号

裁 決

モーター ボート A モーター ボート B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

指定海難関係人 b

職 名 モーター ボート B 操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 7 月 27 日 12 時 44 分

神奈川県横須賀港第 5 区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーター ボート A モーター ボート B

総 ト ン 数 2.7 トン

全 長	3.22 メートル
登 錄 長	9.10 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関
出 力	228 キロワット

3 事実の経過

Aは、平成22年3月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操縦室を配したF R P製小型兼用船で、同室前部中央右舷寄りに舵輪、その左舷側にG P Sプロッター、舵輪右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、回航の目的で、船首0.2メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和6年7月27日05時00分静岡県福田漁港を発し、京浜港横浜第5区所在のマリーナに向かった。

a受審人は、G P Sプロッターを作動させて操縦にあたり、駿河湾及び相模灘を東行して東京湾に至り、12時29分少し前観音埼灯台から185度（真方位、以下同じ。）2.7海里の地点で、針路を014度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

12時43分少し前a受審人は、観音埼灯台から090度810メートルの地点に達したとき、左舷船首57度440メートルのところにモーターボートBを視認することができ、同船が、船首を同じ方向に向けてほとんど動かない様子から、錨泊していることが分かる状態で、そのままの針路を保てばBの船尾方を370メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、予定針路方向を一べつして船舶を認めなかつたことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かず、針路を317度に転じたところ、Bに向首する態勢となり、同船に対し、衝突の危険を

生じさせた。

こうして、a受審人は、12時44分僅か前船首至近にBを認め、機関を後進にかけたものの、効なく、12時44分観音埼灯台から058度610メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、後方から2度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、小型船舶操縦士免許が不要のミニボートと呼称され、小型船舶としての登録及び検査が対象外の和船型F R P製モーターボートで、船尾に船外機、左舷船尾部に取外し式のG P S兼魚群探知機をそれぞれ装備し、b指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日05時30分横須賀港第5区東部の海岸を発し、同海岸北方の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、05時45分頃釣り場に着いて錨泊して釣りを行ったのち、釣りを中断し、揚錨して釣り場の移動を始め、10時00分衝突地点付近で、重さ約5キログラムのステンレス製ダンフォースアンカーを水深約20メートルの海中に投じ、同錨に接続した直徑9ミリメートル長さ150メートルの合成繊維製錨索を約35メートル延出して船首クリートに係止し、船首に立てた長さ2メートルの旗ざおに0.5メートル四方のオレンジ色の旗を掲げ、機関を停止して船首が北西方を向いた状態で錨泊を開始し、釣りを再開した。

b指定海難関係人は、周囲に他船が多く、それらの動静を気にしながら釣りを行っていたところ、12時41分船首が北西方を向いていたとき、左舷後方990メートルのところにAを初めて認め、動静監

視を行いながら錨泊を続けた。

12時43分少し前 b 指定海難関係人は、衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、Aが、左舷船尾2度440メートルのところとなり、その後、自船の船尾方を無難に航過する態勢から左転し、衝突の危険を生じさせて接近する状況を認めたが、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、直ちに機関を始動し、クリートから錨索を外して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく錨泊を続け、12時44分少し前大声を出して両手を振ったものの、どうすることもできず、Bは、船首が同じ方向を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船底外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは左舷船尾部外板に破口等を生じ、のちに廃船処理され、b 指定海難関係人が頸椎捻挫を負った。

(航法の適用)

本件は、横須賀港第5区において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、付近海域は港則法の適用区域であるが、同法には本件に適用される航法規定がなく、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係について個別に規定した条文がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、横須賀港第5区において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBに向けて近距離のところで転針し、衝突の危険を生じさ

せて進行したことによって発生したが、Bが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、横須賀港第5区において、京浜港横浜第5区所在のマリーナに向かって航行する場合、前方の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、予定針路方向を一べつして船舶を認めなかつたことから、航行の支障となる他船がいないものと思い、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船に向けて近距離のところで転針し、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月11日

横浜地方海難審判所

審 判 官 米 倉 豪